

# GXフューチャー・リーグにおける 排出実績量の報告に関するガイダンス

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

# 改訂履歴



年月日	内容
2026年5月	初版発行



**01** 本ガイドンスの位置づけ ..... p.4

**02** 排出実績量に関するガイドンス ..... p.7

**03** Q&A ..... p.19

# 01 | 本ガイダンスの位置づけ



# 本ガイドンスの位置づけ

- GXフューチャー・リーグ（以下「GXFL」）に入会する企業は、入会年度を含む毎年10月末までに、前年度の直接・間接排出実績量（以下「排出実績量」）を報告いただく必要があります。
- 本ガイドンスでは、排出実績量の報告に関する詳細や手続についてご案内します。

## 本ガイドンスのスコープ（黒文字部分）

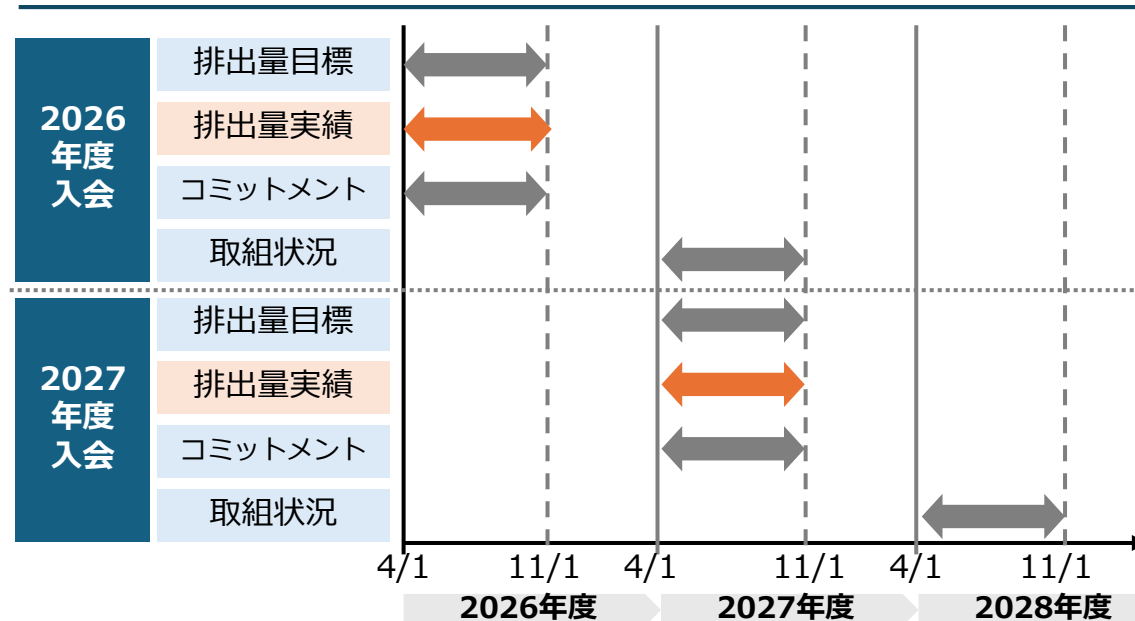
	入会申請	排出量目標・コミットメントの報告	排出実績量・取組実績の報告
概要	<b>入会前に一度のみ提出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量目標、コミットメント及びこれらの実績に係る報告を行うことを誓約することで、GXFLへの入会を申請</li> </ul>	<b>入会時、原則一度のみ報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2030年度の直接・間接排出量目標」及び「GX需要創出への取組に関するコミットメント」を報告</li> <li>当該目標・コミットメントはダッシュボードで公表</li> </ul>	<b>毎年度報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量及びコミットメントに係る取組進捗（以下「コミットメント進捗」）を報告</li> <li>当該実績はダッシュボードで公表</li> </ul>
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>初年度入会は、2026年3月3日から6月末まで</li> <li>27年度以降は、入会年度の前年度7/1-入会年度6月末まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFL入会后、<b>最初に到来する10月末まで</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量：GXFL入会年度以降、毎年度10月末まで</li> <li>コミットメントに係る取組進捗：GXFL入会年度の翌年度以降、毎年度10月末まで</li> </ul>
提出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFL意向確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量目標・コミットメントに関する報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量：リーグ実績報告様式（様式5）+ SHK様式, 移行計画</li> <li>コミットメント：準備中</li> </ul>
関連規程・ガイドンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFC規約</li> <li>GXFL会員規程</li> <li>GXFCに関する説明会資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFLにおける排出量目標・コミットメントの報告に関するガイドンス（本書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量：本書</li> <li>コミットメントに係る取組進捗：準備中</li> </ul>

# GX フューチャー・リーグ会員に求められる報告 | 概要

- GX フューチャー・リーグの会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、直接排出量（Scope 1）と間接排出量（Scope 2）について、**「2030年度の排出量目標」**（入会后10月末メ）及び**「毎年度の排出量実績」**（毎年度翌10月末メ）を報告いただく。
- あわせて、会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、**「自社のGX需要創出に係る取組のコミットメント」**（入会后10月末メ）及び**「コミットメントに対する取組状況の報告」**（毎年度翌10月末メ。初年度報告不要）を報告いただく。  
※グループ単位でコミットメントを提出する場合は、代表企業がグループとしての「GX需要創出に係る取組」及び「コミットメントの取組状況の報告」を提出する。
- **毎年度の排出量実績**については、本ガイダンスを参照の上、それぞれの期限までに事務局に報告いただきたい。

	報告内容	報告時期
排出量目標	2030年度の ・ 直接排出量目標 ・ 間接排出量目標	入会日～毎年10月末日
排出量実績	毎年度（2025年度以降）の ・ 直接排出量実績 ・ 間接排出量実績	毎年度4月～10月末日 ※入会の年度から前年度実績を報告 <b>本ガイダンスのスコープ</b>
コミットメント	GX需要創出に係る2つ以上の取組のコミットメント	入会日～毎年10月末日
コミットメント 取組状況	コミットメントに関する毎年度の取組状況	毎年度4月～10月末日 ※入会の翌年度から報告

## GX フューチャー・リーグ会員に求める取組の報告期間



02

排出実績量に関するガイダンス



# 報告様式

- 提出をいただく様式は、各社の入会単位（グループ単位又は個社単位）、個社単位での報告の有無及びETS対象の該否に応じ、以下により選択ください。
- すべての企業において、「①リーグ実績報告様式（様式5）」を提出いただく必要があります。そのうえで、個社単位での報告においては「②SHK様式」又は「移行計画」の写しを証憑として提出いただきます。

## 提出が必要となる様式

○：提出が必要 -：提出不可

入会単位	報告単位	ETS対象※1	①リーグ実績報告様式	②SHK様式 ※証憑として提出	③移行計画 ※証憑として提出
グループ	グループ	-	○	-	-
	個社	非対象	○	○ ※2	-
	個社	対象	○	○ ※2,4	○ ※3,4
個社	個社	非対象	○	○ ※2	-
	個社	対象	○	○ ※2,4	○ ※3,4

※1：GX推進法における脱炭素成長型投資事業者(ETS事業者)に該当するかどうか

※2：個社単位での排出実績量の報告は、原則としてSHK様式又は移行計画の写しのいずれかに依ることとするが、これらによる報告が困難な場合には、GHGプロトコル等に基づき算定した実績値をリーグ実績報告様式により報告することが可能（詳細は後述）

※3：ETS事業者のうち、排出目標量の提出を移行計画書の写しの提出に代えた者は、実績報告においても移行計画書の提出に代えることが必要

※4：SHK様式と移行計画の写しのいずれか一方の提出が必要

## 入会単位等に応じたイメージ

※左記の「※2」に該当するケースは表示せず

【凡例】 ■ : 個社単位の報告を行う企業 ■ : 個社単位の報告を行わない企業 □ : 組織境界 □ : 代表企業

個社入会・非ETS



個社入会・ETS対象



グループ入会・個社報告なし



グループ入会・個社報告あり・ETSなし



※代表企業AがA,Bの様式等4つをまとめて提出

グループ入会・個社報告あり・ETSあり



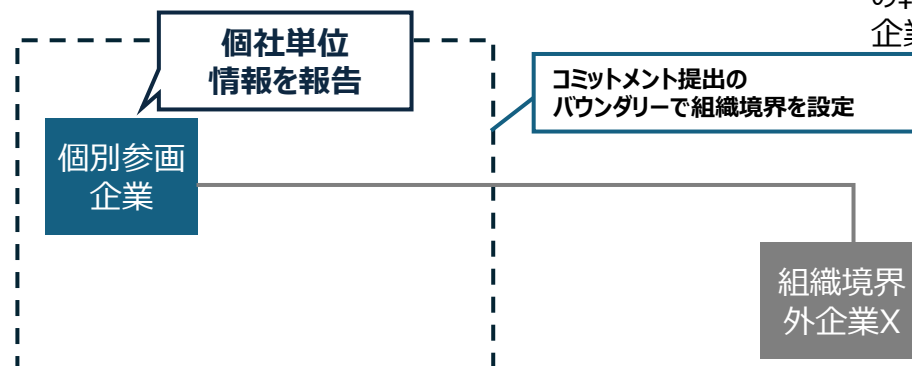
※代表企業AがA,B,Cの様式等5つをまとめて提出

# 【参考】GX フェューチャー・リーグ会員 | 会員単位



【凡例】 ■ : 個社単位の報告を行う企業  
 ■ : 個社単位の報告対象を行わない企業  
 □ : 組織境界 ※組織境界内で目標・コミットメントを報告  
 □ : 代表企業

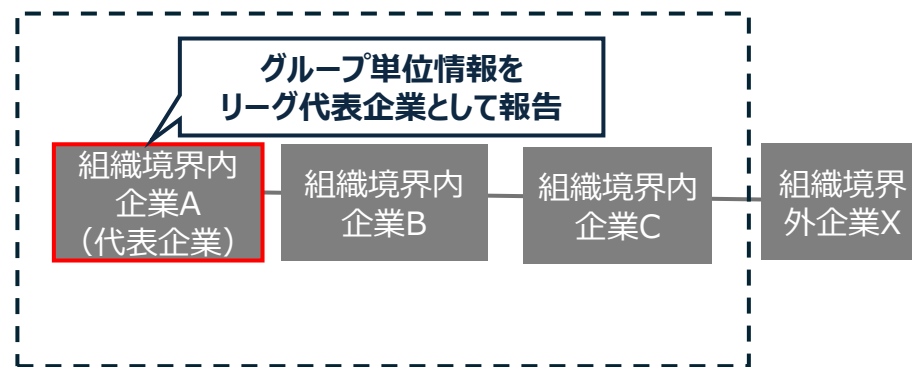
## 個社単位 参画の場合



- **個別参画企業が、自社について報告**
- 子会社等が存在しても組織境界外とし、リーグ会員に含めない場合は報告不要

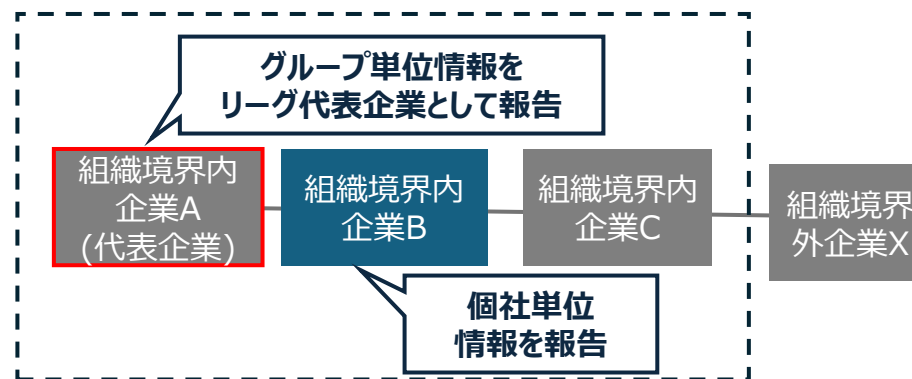
## グループ単位 参画の場合

### 個社単位報告 をしない場合



- **代表会員企業Aがグループ全体について報告**
- 組織境界内企業の単体報告を選択していない場合、個別企業ごとの報告は不要

### 組織境界内企業の1社以上が個社単位報告する場合



- **代表会員企業は、グループ全体および個社単体報告を選択した企業の報告をとりまとめて報告**
- 仮に、代表会員企業（企業A）自体の個社単位報告を選択した場合、グループ全体および代表企業自体の報告が必要

# 報告方法

## ■ 2025年度排出量実績は、各種様式等を事務局宛てにメールで提出いただくことで報告いただきます。

※2026年度排出量実績報告（2027年度に実施）より、システムで報告いただくことを予定しております。

### プロセス

### 手続概要

### 備考

#### 提出様式の準備 (リーグ会員)

- リーグ実績報告様式をGX推進機構Webサイトよりダウンロードください。
- SHK様式・移行計画を、各制度の報告システムよりダウンロードください。

- リーグ実績報告様式をGX推進機構Webサイトからダウンロードができない場合は、事務局までお問合せください。
- SHK様式・移行計画のダウンロード方法については後述いたします。

#### 様式の作成 (リーグ会員)

- 本ガイダンスに従い、リーグ実績報告様式の作成をお願いします。

- 様式の記載方法は次頁以降をご参照ください。

#### 様式の報告 (リーグ会員)

- リーグ実績報告様式及びSHK様式・移行計画の写しを、事務局宛てにメールで提出ください。  
件名：【GXFL】様式5提出（代表企業名）  
宛先：[gxfc.gxfl-info-ext@nri.co.jp](mailto:gxfc.gxfl-info-ext@nri.co.jp)

- グループ入会の場合、代表企業がグループ単位での報告と、組織境界内の個社会員の報告（個社報告ありの場合）をまとめて（すべて揃った状態で）提出ください。（グループ/個社分を分けて（別のタイミングで）提出いただかないようお願いいたします。）
- なお、2027年度より、実績報告についてもWebアップロードシステムから実施いただくことを予定しています。

#### 内容の確認 (事務局)

- 報告された様式等を、事務局にて確認いたします。

- 事務局が提出された様式に問題ないことを確認でき次第、確認完了の通知をします。
- 内容に不備等がある場合、メールで差戻及び修正依頼をさせていただきます。
- 内容に関し、メール又はリモートのお打合せにて、内容の詳細を確認させていただく場合があります。

# 様式の準備・作成 | ①リーグ実績報告様式 | 共通

- 本様式は、グループ単位/個社単位で報告を行うすべての会員企業について提出が必要となります。
- 本ページでは、共通の記載要領についてご案内いたします。

## GXフューチャー・リーグにおける排出量実績に関する報告書

提出年月日	2026/10/30
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@future.co.jp
電話番号	1122223333

### 1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GXフューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾します。

### 2. 排出量実績の報告単位

- グループ単位** (代表企業及び様式2に記載の組織境界に含む子会社等の排出量を合算した値を報告)
- 個社単位** (本様式の提出を行う個社の排出量を報告)

### 3. 排出量実績報告の提出方法

- SHK制度における様式の写し ※本様式への入力に加え、別途、SHK制度の報告様式の写し又は任意算定様式をご提出ください。
- GX推進法に定める移行計画の写し ※本様式への入力に加え、別途、移行計画の写しをご提出ください。
- 本報告書

- 本様式により報告を行う法人の名称 (グループ単位での報告の場合は代表企業の名称) を、「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- 法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- [法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)
- 代表権を有する方 (代表取締役等) の氏名を記載ください。
- 本報告のご担当者に関する情報を入力ください。
- グループ単位で入会し、個社単位で報告を行う子会社等におかれては、グループ代表企業の担当者/子会社の担当者いずれを記載いただいても結構です。
- 記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。

• 内容を確認のうえ、チェックの入力 (プルダウンより選択) をお願いします。

• 排出量実績の報告単位について、「グループ単位」「個社単位」のいずれかを選択ください。

• 本様式を提出する法人(又はグループ)の排出量実績方法の提出方法をいずれか一つ選択ください。

• グループ単位の報告については、「本報告書」のみを選択いただけます。

• 個社単位の報告については、原則として移行計画又はSHK様式の写しによる報告をいただきます。これによる報告が困難な場合に限り、GHGプロトコル等による算定結果を本報告書で報告いただけます。詳細はP.14をご参照ください。

# 様式の準備・作成 | ①リーグ実績報告様式 | グループ単位の報告

- 本ページでは、グループ単位での報告を本様式により行う場合の記載方法をご案内します。
- 企業情報及び「1.」の記載要領についてはP.11をご参照ください。

## 2. 排出量実績の報告単位

- グループ単位** (代表企業及び様式2に記載の組織境界に含む子会社等の排出量を合算した値を報告)
- 個社単位** (本様式の提出を行う個社の排出量を報告)

## 3. 排出量実績報告の提出方法

- SHK制度における様式の写し ※本様式への入力に加え、別途、SHK制度の報告様式の写し又は任意算定様式をご提出ください。
- GX推進法に定める移行計画の写し ※本様式への入力に加え、別途、移行計画の写しをご提出ください。
- 本報告書

## 4. 排出量実績

排出量実績の算定年度	2025	年度
直接排出量実績	10,000	t-CO2
間接排出量実績	20,000	t-CO2

• 報告単位について、「グループ単位」を選択ください。  
(個社単位欄がグレーアウトします。)

• グループ単位での報告については、「本報告書」を選択ください。  
(グループ単位での排出量は、その他の方法により報告できません。)

- 報告を行う排出量実績の算定年度をプルダウンから選択してください。
- 算定年度における、直接排出量及び間接排出量実績を整数(マイナス不可)で入力ください。
- グループ単位での排出量実績については、入会時に設定した組織境界における排出量実績(代表企業及びGXFL会員とする子会社等の排出量の合計)を入力ください。
- 算定方法については原則としてSHKにおける「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠いただきますが、これに拠ることが困難な理由がある場合、GHGプロトコル等に基づいて算定した実績値でも問題ありません。

# 様式の準備・作成 | ①リーグ実績報告様式 | 個社単位の報告 | 原則

- 本ページでは、個社単位での報告に係る本様式の記載方法をご案内します。
- 企業情報及び「1.」の記載要領についてはP.11をご参照ください。

## 2. 排出量実績の報告単位

- グループ単位 (代表企業及び様式2に記載の組織境界に含む子会社等の排出量を合算した値を報告)
- 個社単位 (本様式の提出を行う個社の排出量を報告)

## 3. 排出量実績報告の提出方法

- SHK制度における様式の写し ※本様式への入力に加え、別途、SHK制度の報告様式の写し又は任意算定様式をご提出ください。
- GX推進法に定める移行計画の写し ※本様式への入力に加え、別途、移行計画の写しをご提出ください。
- 本報告書 ※移行計画又はSHK報告様式の写しの提出ができない場合のみ選択可

## 4. 排出量実績

排出量実績の算定年度	2025	年度
直接排出量実績	10,000	t-CO2
間接排出量実績	20,000	t-CO2

- 報告単位について、「個社単位」を選択ください。  
(個社単位欄がグレーアウトします。)

- 個社単位での排出量実績については、原則として「移行計画の写し」又は「SHK制度における報告様式の写し」を選択ください。  
(選択したもの以外はグレーアウトします。)
- 上記を選択した場合、別途事務局に対し、「SHK制度における報告様式の写し」又は「移行計画の写し」を提出ください。
- 具体的な提出書類・方法については、P.15 (②SHK様式) , P.17(③移行計画) をご参照ください。

- 排出量実績の算定年度 (報告年度の前年度) をプルダウンで選択ください。
- 直接・間接排出量実績を整数 (マイナス不可) で入力ください。
- 3. で「SHK制度における報告様式の写し」または「移行計画の写し」を選択した場合、当該制度におけるCO2の報告値を入力ください。なお、SHKにおいて算定・報告義務がない場合、EEGSの「任意算定・公表機能」による算定結果の値を入力ください。
- そのうえで、上述のとおり、別途各制度における報告様式等の写しをご提出ください。

# 様式の準備・作成 | ①リーグ実績報告様式 | 個社単位の報告 | 例外

- 本ページでは、個社単位での報告のうち、本様式により実績報告を行う場合の記載方法をご案内します。
- 原則的な記載・提出方法はP.13をご参照ください。

## 2. 排出量実績の報告単位

- グループ単位 (代表企業及び様式2に記載の組織境界に含む子会社等の排出量を合算した値を報告)
- 個社単位 (本様式の提出を行う個社の排出量を報告)

## 3. 排出量実績報告の提出方法

- SHK制度における様式の写し ※本様式への入力に加え、別途、SHK制度の報告様式の写し又は任意算定様式をご提出ください
- GX推進法に定める移行計画の写し ※本様式への入力に加え、別途、移行計画の写しをご提出ください。
- 本報告書 ※移行計画又はSHK報告様式の写しの提出ができない場合のみ選択可

## 4. 排出量実績

排出量実績の算定年度	2025	年度
直接排出量実績	10,000	t-CO2
間接排出量実績	20,000	t-CO2

## 5. 算定基準

本報告書に記載した排出量実績が準拠する算定基準を選択してください。

GHGプロトコル

「その他」を選択した場合、具体的な算定基準を記載ください。

個社単位での報告について、SHK制度による報告ができない理由を記載してください。(500文字以内・改行可)

• 報告単位について、「個社単位」を選択ください。  
(個社単位欄がグレーアウトします。)

• 個社単位での排出量実績については、**原則として「移行計画の写し」又は「SHK制度における報告様式の写し」を選択**ください。

• ただし、**移行計画又はSHK制度における報告を行うことのできないやむを得ない理由がある場合は**、本様式により個社単位の排出量実績の報告を実施いただけます。

• その場合、「本報告書」をプルダウンから選択ください。  
(これにより、「5.」の記載欄が現れます。)

• 報告を行う排出量実績の算定年度をプルダウンから選択してください。

• 算定年度における、直接排出量及び間接排出量実績を整数 (マイナス不可) で入力ください。

• SHK制度又は移行計画による報告を行わない場合、準拠した算定基準をプルダウンから選択ください。

• GHGプロトコル又はISO14064-1以外の場合、「その他」を選択の上、具体的算定基準を下の欄に記載ください。

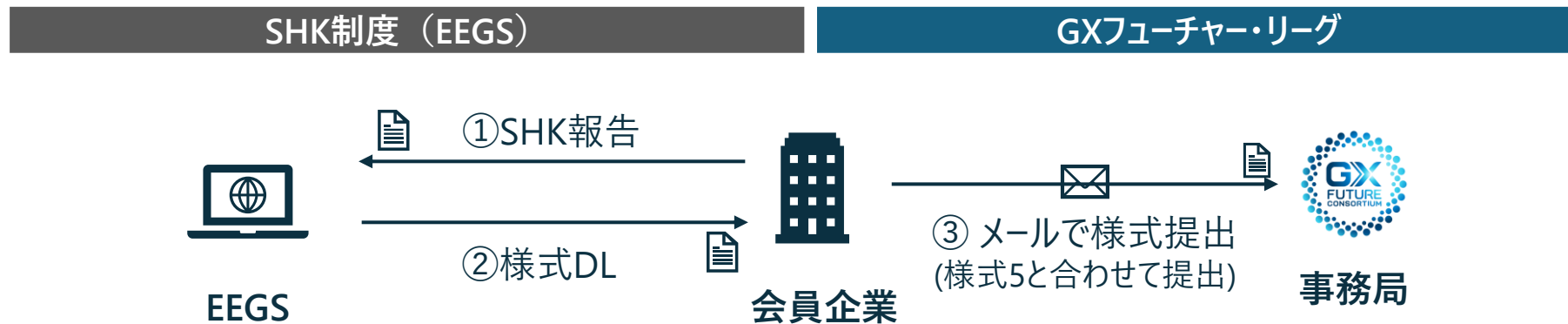
• SHK制度又は移行計画による報告を行うことができない理由について、具体的に記載ください。

• 本欄の記載事項については、ダッシュボード等では公表されません。

• 本欄に記載いただいた事由に関し、別途事務局からご質問・ご確認 (関連資料の提出を含む) させていただく場合があります。

# 様式の準備・作成 | ②SHK制度の報告様式 | DL・提出方法

- SHK制度における報告様式の写しの提出を行おうとする会員企業は、**省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)** より提出した報告書をPDF又はExcel形式でダウンロードし、当該ファイルをGXフューチャー・リーグ事務局に提出いただきます。具体的なファイル形式については、次ページをご参照ください。
- 報告システム (EEGS) から提出した報告をダウンロードする方法については、[「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム 操作マニュアル \(共通編\)」](#)の「14. 報告書出力」をご参照ください。
- SHK制度で報告義務がない場合、[温室効果ガスの任意算定機能](#)により排出量を算定し、結果をExcel形式でDLください。
- なお、SHK制度における報告書の具体的な作成・提出方法については、SHK制度における[「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」](#)や[「EEGSの操作マニュアル」](#)等をご参照ください。(GXフューチャー・リーグ事務局として、算定・記載・報告方法等のご案内はいたしかねます。)



# 様式の準備・作成 | ②SHK制度の報告様式 | DL・提出する様式

- EEGSで算定・報告いただいた以下の様式を提出ください。
- 同一の事業者が以下の複数パターンに該当する（SHK制度において以下の複数の様式を提出している）場合、GXフューチャー・リーグ事務局に対しても、当該複数の様式を提出ください。

SHK制度における報告パターン	提出様式
<b>SHKにおいて算定・報告義務がない場合</b> (任意算定・公表機能のみの利用)	<ul style="list-style-type: none"><li>• EEGSの「任意算定・公表機能」による算定結果のExcelファイル</li></ul>
<b>特定排出者※のうち、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量が3,000t以上の場合</b> <small>※エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のいずれかの温室効果ガス排出量が3,000t以上の事業者</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 温対法報告書（温対法様式第1）のPDFファイル</li></ul>
<b>特定事業者</b> <small>※企業全体の年間エネルギー使用量（原油換算）が合計1,500kl/年度以上の法人</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 省エネ法定定期報告書（様式第9）のPDFファイル (認定管理統括事業者又は管理関係事業者の場合、様式第21)</li></ul>
<b>特定輸送事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 省エネ法定定期報告書のPDFファイル<ul style="list-style-type: none"><li>• 様式第4（特定貨物輸送事業者）</li><li>• 様式第8（特定旅客輸送事業者）</li><li>• 様式第25（特定航空輸送事業者）</li></ul></li><li>(認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者の場合、様式第13)</li></ul>

## 様式の準備・作成 | ③移行計画

- GX推進法における「移行計画」の写しの提出を行おうとする会員企業は、**排出量取引制度の報告システム（ERMS）**より**提出した移行計画をCSV形式でダウンロード**し、当該CSVファイルをGXフューチャー・リーグ事務局に提出いただきます。
- 排出量取引制度の報告システム（ERMS）における様式のダウンロード機能については、2026年夏頃にリリース予定です。リリース次第、ERMSの操作マニュアルを参照する形で本ページを更新いたしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。
- なお、GX推進法に基づく移行計画の具体的な作成・提出方法については、排出量取引制度における[「移行計画作成マニュアル」](#)をご参照ください。（GXフューチャー・リーグ事務局として、移行計画の作成・提出方法等のご案内はいたしかねます。）



# 留意点 | GX推進法に定める移行計画の提出を行う場合の取扱い

- 個社単位での報告を行う会員企業がGX推進法における「脱炭素成長型投資事業者」（以下「ETS事業者」）に該当する場合は、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、排出量目標の提出（様式4）及び排出量実績の提出（様式5）に代えることができます。
- 当該会員企業がGX推進法第33条第4項の規定による「**共同届出体**」に属する事業者の場合※、GXフューチャー・リーグにおいては**以下取扱いとなりますので、予めご承知おきください。**

※共同で届出をしようとする代表事業者又は共同届出体に含まれる当該代表事業者の密接関係者

## GXフューチャー・リーグにおける取扱い

## 【参考】GX推進法に基づく排出量取引制度における取扱い

### ETS事業者 である旨の明示

- 移行計画の提出により排出量目標・排出実績量の提出を行った企業については、その旨が目標・実績値とともにダッシュボードで公表される予定です。
- これにより、排出量取引制度では共同届出体における「密接関係者」であることにより、移行計画において当該者の名称等が明示されない（ETS事業者であることが必ずしも公表されない）企業においても、**GXフューチャー・リーグのダッシュボードにおいては、ETS事業者であることが明示されます。**

- 共同届出体に属する代表事業者の密接関係者にあつては、ETS事業者であることは必ずしも公表されない

### 共同届出体単位 での目標・実績 の表示

- **共同届出体として移行計画で報告された目標・実績値が、個社単位での報告を行う会員企業の目標・実績値として公表されます。**  
(例えば排出量取引制度においてA, B, Cの3社により共同報告体を構成する場合で、A社がGXフューチャー・リーグにおいて移行計画の提出により排出目標量・実績量の報告を行う場合、共同報告体全体での数値 (A, B, C社分の合計値) が、A社個社の目標量・実績量として表示されます。)

- 共同届出体全体での排出量目標・排出実績量を報告・公表  
(個社の「内数」は報告・公表されない)

# 03 | Q&A



# Q&A | 排出量実績報告について (1/3)

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量実績は、GXFLに提出した組織境界により算定すればよいか。</li></ul>	ご理解のとおりです。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量実績における排出量の範囲を教えてください。</li><li>算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。</li><li>移行計画の写しを提出する場合も、算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。</li></ul>	排出量実績の対象ガスは、エネルギー起源CO <sub>2</sub> 及び非エネルギー起源CO <sub>2</sub> です。対象排出量は、SHK制度における「基礎排出量」から「廃棄物の原燃料利用による排出量」及び「6ガス」を除いたものです。移行計画の写しの提出を行う場合、その算定方法は「 <a href="#">移行計画作成マニュアル</a> 」に準拠ください。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標・実績は国内の排出量に限られるか。</li><li>グローバル排出量目標・実績を提出することは可能か。</li></ul>	国内排出量のみが対象となります。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標・実績について、直接・間接排出量の合算値を報告することは可能か。</li></ul>	直接・間接排出量を分けて報告いただく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標・実績の算定期間を4月から翌3月末以外で設定することは可能か。</li><li>GXリーグでは算定期間を任意に設定し、算定期間終了後7か月以内に報告としていた。GXFLでも同様か。</li></ul>	排出量目標・実績の算定期間は、毎年4月から翌3月末までのみとなります。 (任意の算定期間を設定することはできません。) すべての企業が、上記算定期間における排出量実績を、毎年度10月末までに報告する必要があります。 なお、意向確認書の期限を6月末、排出量及びコミットメントに関する報告の期限を10月末とさせていただいた理由は、SHKの前年度実績報告期限が7月末であり、GX-ETS制度の毎年度の移行計画の提出期限が9月末であることを踏まえ、会員企業の負担軽減の観点から、それらの期限後に、GXFLにはそれらの写しを出せば済むように、リーグの報告期限を設定しています。事務局としては、上記の理由から、10月末を実績報告の期限とすることについて、会員企業に特段の問題が生じたり、大きな負担を強いることはないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標・実績の算定対象について、SHK制度では対象とならないものの、GHGプロトコルでは対象であるものを含めることは可能か。</li></ul>	原則としてSHK制度における算定ルールに準拠いただきますが、これによることが困難な理由がある場合、GHGプロトコルによる算定結果を提出することも可能です。
<ul style="list-style-type: none"><li>組織境界内の企業について、他社による買収などにより組織境界外となった。この場合、排出量実績は当該企業を除く形でよいか。</li><li>また、2030年度の排出量目標は、事後的に変更可能か。</li></ul>	グループ単位での入会后、組織境界の変更（追加・削除）があった場合、当該最新の組織境界に沿った排出量実績を報告いただきます。 原則として2030年度の排出量目標を変更することはできません。 ただし、法人の新設・合併・買収・事業譲渡・株式譲渡等の「構造的変化」により排出量が大幅に変動する場合を含め、外部市場環境の変化や技術の進展等に伴い、やむを得ない状況変化がある場合においては、事務局と協議の上修正を行える可能性があります。 その場合、事前に事務局までご相談をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"><li>目標が未達の場合のペナルティやデメリットはあるか。</li></ul>	現時点で特段のペナルティなどは想定していません。 なお、目標・実績はいずれもGXFLのダッシュボードで公表されます。

# Q&A | 排出量実績報告について (2/3)

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量実績報告において、「移行計画又はSHK制度における報告を行うことのできないやむを得ない理由がある場合はGHGプロトコル等による算定・報告も可能」とのことだが、どのような理由を想定しているか。</li></ul>	<p>各社において既にGHGプロトコルに基づく排出量の算定を実施し、第三者検証を取得・公表している場合等など、対外的に公表する実績値との整合や追加算定コスト等観点から、SHK制度による算定・報告が困難な場合などが想定されます。なお、その場合においても、算定期間を4月から翌3月以外とすることはできませんのでご注意ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>当社ではGHGプロトコルに基づいて2030年度目標を設定しており、これにはJクレジットと当社で購入している非化石証書によるオフセットを想定している。この場合、<ul style="list-style-type: none"><li>・GXFLにおいて、GHGプロトコルに基づく排出量目標・実績を算定することは可能か。</li><li>・目標・実績報告において、J-クレジット・非化石証書を利用することは可能か。</li></ul></li></ul>	<p>算定方法は原則としてSHK制度に準拠していただきますが、これによることが困難な理由がある場合、GHGプロトコルに基づき算定・報告することが可能です。</p> <p>その場合においても、活用可能なJ-クレジット及び非化石証書については、SHK制度における基礎排出量と同様とする観点から、以下取扱いといたします。</p> <p><u>J-クレジット</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直接排出量に対して、J-クレジットの利用（オフセット）は認められません。</li><li>・間接排出量に対しては、<ul style="list-style-type: none"><li>- 他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ電力由来のJ-クレジット等を活用可能です。</li><li>- 他者から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ熱由来のJ-クレジット等を活用可能です。</li></ul></li></ul> <p><u>非化石証書</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・間接排出量に対して、<ul style="list-style-type: none"><li>- 他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、非化石証書を活用可能です。</li></ul></li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>J-クレジット・非化石証書について、親会社が購入したものを組織境界内の子会社等に適用することは可能か。</li><li>J-クレジット・非化石証書について、仲介会社が購入したものを当社及び組織境界内の子会社等に適用することは可能か。</li></ul>	<p>いずれも可能です。</p> <p>なお、いずれの場合においても、無効化通知書等を事務局に提出いただく必要はありません。（自社名義のJ-クレジット・非化石証書を自社で活用する場合も同様です。）</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>GXリーグでは、仲介事業者等によるJ-クレジットや非化石証書の代理調達・無効化について、代理調達である旨を証する書類の提出が求められていたが、GXFLの排出量実績報告でも必要か。</li></ul>	<p>代理調達を証する書類の提出は不要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>SHK制度に基づく報告を行っている場合、別途GXFLに対して当該報告の写しの提出が必要か。又は、自動連係されるなどの対応はあるか。</li></ul>	<p>SHK制度で報告を行った様式の写しをGXFL事務局に提出いただく必要があります（自動連係は行われません）。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>SHK制度のバウンダリーとGXFL入会のバウンダリーが異なる場合（今回は特定の子会社だけが加入する場合）、SHK制度での報告値と、GXFL事務局への報告値が乖離していても問題ないか。</li></ul>	<p>SHK制度による報告は個社単位ですので、バウンダリーの差異といった問題は生じないものと理解しております。</p>

# Q&A | 排出量実績報告について (3/3)

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量実績報告に第三者検証は必要か。</li></ul>	第三者検証は不要です。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量実績報告の内容を事務局が審査することは想定しているか。</li></ul>	排出量実績報告においては、SHK制度に基づく報告、またはGX推進法に基づく移行計画の提出をいただきますので、GXFL事務局としてその内容を審査することは想定していません。
<ul style="list-style-type: none"><li>グループ代表企業と子会社が混在する複合事業所の排出量について、切り分け方法はSHK制度で定められている方法による設定・開示で問題ないか。</li></ul>	SHK制度における算定方法に準拠してください。詳細はSHK制度の「温室効果ガス算定・報告マニュアル」をご参照ください。
<ul style="list-style-type: none"><li>当社は2025年度中に設立した企業であり、排出量実績の報告が困難である。どのように対応すればよいか。</li><li>当社は2025年度排出量を測定していないため、実績報告ができないがGXFLに入りたい。</li></ul>	排出量の算定をされたことがない企業においては、排出量の算定を行い、実績報告が可能となった年度から入会をご検討ください。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標の提出を移行計画に代えた場合、実績報告において通常の提出方法に変えることはできるか。またその逆は可能か。</li></ul>	取扱いの一貫性の観点から、目標と実績は同じ形式で提出いただけます。
<ul style="list-style-type: none"><li>初年度（26年度）に25年度の排出実績の報告が必要とのことだが、当社はこれまでSHK制度に基づく算定・報告を行ったことがなく、準備に時間を要する見込みである。初年度の救済措置等はないか。</li></ul>	排出量実績については毎年度10月末までを提出期限といたします。ただし、2026年度に提出する2025年度実績に限っては、事務局へ事前にご相談いただくことで、2026年12月末まで提出を猶予する場合がございます。
<ul style="list-style-type: none"><li>当社はグループ内で自家発由来の電気・蒸気を受給している。このため、各グループ会社のSHK制度の届出実績を単純加算すると当社グループ合計量はダブルカウントとなってしまいが、どのように整理すればよいか。</li></ul>	GHGプロトコルに従って算定する場合、グループ内企業から供給された電気又は熱の使用に伴う排出はグループのScope 2に含めず算定することが可能です。
<ul style="list-style-type: none"><li>排出量目標・コミットメントについては、メールで受付、その後、Webシステムが開発された後にシステムで提出とのことだが、排出量実績についても同じ扱いとなるのか。</li></ul>	2026年度（2025年度排出量実績）はメールで提出いただけます。2027年度に実施いただく2026年度排出量実績報告より、システムから報告いただく予定です。